

富士市成年後見制度 利用促進計画



令和4年3月

富士市

はじめに

本市はこれまで、平成 23 年度に市民後見推進事業として先進市視察等の取組を開始し、平成 24 年度には関係者による話し合いの場として「富士市市民後見推進検討会」を立ち上げ、本市における市民後見人の在り方について、2 年にわたって検討を行いました。また、平成 25 年度には富士市市民後見人養成研修を開始し、平成 26 年度には「富士市成年後見支援センター」を設置するなど、積極的に市民後見人の養成を進めてまいりました。



このような中、認知症高齢者や、知的障害・精神障害等の対象となる方が増加しており、成年後見制度を利用した権利擁護への取組がより一層重要となっております。

このたび、「支え合い思い合いながら、尊厳をもってその人らしく生活できる地域づくり」を基本理念として掲げ、令和 4 年度から令和 8 年度までを計画期間とする「富士市成年後見制度利用促進計画」を策定いたしました。

本計画では、認知症や知的障害、その他の精神上的の障害等により判断能力が十分ではない状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、成年後見制度の普及啓発をはじめ、権利擁護支援の地域連携ネットワークと中核機関の整備、成年後見人の活動支援など、成年後見制度の利用促進を図るための様々な取組を行ってまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、様々な視点からご審議いただきました富士市成年後見制度利用促進計画ワーキングの委員の皆様をはじめ、関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

令和 4 年 3 月

富士市長 小長井 義正

目次

第1章 計画の考え方	1
1 計画の背景と趣旨	1
2 法的な位置付け	2
3 他計画との関係と計画期間	2
4 策定の方法	3
（1）策定体制	3
（2）パブリック・コメントの実施	3
5 計画の推進と評価	3
第2章 富士市の成年後見制度を取り巻く状況	4
1 富士市の高齢者の状況	4
2 富士市の障害者の状況	5
3 富士市の成年後見の状況	8
（1）成年後見制度における相談実績	8
（2）成年後見制度の利用者数	8
（3）市長申立件数	9
第3章 富士市の取組	10
基本指針1 成年後見制度の普及啓発	12
基本指針2 権利擁護の地域連携ネットワークと中核機関の整備	14
基本指針3 成年後見人の活動支援	16
重点的な取組	18
（2-1）権利擁護ネットワークの構築と中核機関の設置	18
（2-2）受任調整会議と事前調整会議の開催	20
取組の目標	21
資料編	22

<成年後見制度>

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方は、財産管理や身上保護などの法律行為をひとりで行うのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約でもよくわからないままに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方を法的に保護し、支援するのが成年後見制度です。

※本書では、「後見（人）」に加え「保佐（人）」、「補助（人）」類型も含めて「後見（人）」と表記します。

第1章 計画の考え方

1 計画の背景と趣旨

我が国は、諸外国に例を見ないスピードで高齢化が進んでいます。総務省の人口推計（2020年9月現在推計）によると、65歳以上の高齢者人口は、3,617万人と前年（3,587万人）に比べ30万人増加するとともに、総人口に占める割合も28.7%と、前年（28.4%）に比べ0.3ポイント増加し、過去最高となっており、かつてない超高齢社会への対応が喫緊の課題となっています。

本市においても、年々高齢化が進行し、介護や支援を必要とする高齢者が増加しており、特に認知症高齢者の増加、介護の重度化や核家族化に伴う家庭介護力の低下などがみられます。

国は、成年後見制度が他の社会福祉制度とともに判断能力の不十分な高齢者や障害者を支える重要な手段であるにもかかわらず、制度創設以来十数年経過しても十分に利用されていないことから、平成28年（2016年）4月に、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）（以下「法」といいます。）を公布し、平成29年（2017年）3月に、成年後見制度利用促進基本計画を策定しました。市町村は、国が策定した計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策について、基本的な計画を定めるとともに、成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他必要な措置を講ずるよう努めることとされました。

また、2025年問題や2040年問題への対応が急がれる中、令和元年6月、国は認知症施策推進大綱を策定し「認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し認知症の人や家族の視点を重視しながら『共生』と『予防』を車の両輪として施策を推進」することを決定しています。具体的な目標の一つとして「認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援、社会参加支援」を掲げ、この中で「成年後見の利用促進」に関する数値目標を詳細に示しています。

このように、国の成年後見制度の利用促進に向けた取組は広範なものとなり、制度定着に向けて加速度を増しています。

成年後見制度が定着していけば、例えば、ひとり暮らしの高齢者が悪質な訪問販売員に騙されて高額な商品を買わされてしまったときなどに制度を上手に利用することによって、被害を防ぐことができる場合があります。また、精神上的の障害により判断能力が十分でない方の保護を図りつつ、自己決定権の尊重や残存能力を活用することができるようになります。

富士市成年後見制度利用促進計画（以下「本計画」といいます。）は、認知症や知

的障害、その他の精神上的の障害等により判断能力が十分ではない状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、体制整備に取り組み、成年後見制度の利用促進を図るための計画として策定するものです。

2 法的な位置付け

本計画は「法第 14 条第 1 項」に規定される「当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」として定めるものです。

3 他計画との関係と計画期間

本計画は、「富士市地域福祉計画」を踏まえ、体系上の関連計画である「富士市第 9 次高齢者保健福祉計画・第 8 期介護保険事業計画」（ふじパワフル 85 計画VI）並びに「富士市第 4 次障害者計画・第 6 期障害福祉計画」（ふじし障害者プラン）と並行して実施し、成年後見制度の利用促進において必要な施策を計画に組み込みます。

また、本計画の計画期間は、令和 4 年度（2022 年度）から令和 8 年度（2026 年度）までの 5 年間とします。

年度	H29 2017	H30 2018	H31 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026
国	成年後見制度利用促進基本計画									
富士市			成年後見制度利用促進計画 ワーキング			富士市成年後見制度利用促進計画				
		富士市成年後見支援センターの設置と運営				中核機関の開始とネットワーク協議会の開始				
		第8次・第7期		第9次高齢者保健福祉計画 第8期介護保険事業計画						
		第4次障害者計画								
		第5期		第6期障害福祉計画						
		第4次地域福祉計画				第5次				

4 策定の方法

本計画は、富士市高齢者支援課・障害福祉課（以下「市」といいます。）、富士市成年後見支援センター（以下「成年後見支援センター」といいます。）、成年後見支援センター運営協議会委員の弁護士・司法書士・社会福祉士、市が委託している地域包括支援センターの代表者とオブザーバーとして静岡家庭裁判所富士支部主任書記官に参加いただいた富士市成年後見制度利用促進計画ワーキング（以下「ワーキング」といいます。）での意見や、先進地（愛知県豊田市）へのオンライン視察の内容を参考に、市で横断的な検討を行い策定しました。

（１）策定体制

○富士市成年後見制度利用促進計画ワーキング

（目的：法律・福祉専門職の視点で、計画策定に向けた情報提供や市が作成した計画案に対し、専門的立場から意見・提案をする。）

○富士市成年後見支援センター運営協議会

（目的：成年後見支援センターの事業を運営するうえで必要な事項を決定する協議会。計画内容には成年後見支援センターの事業に関する内容が含まれるため、成年後見支援センター運営の立場から意見・提案をする。）

（２）パブリック・コメントの実施

富士市パブリック・コメント制度実施要領に基づき、令和３年１２月１５日から令和４年１月１７日まで意見を募集し、１件の意見等が寄せられました。

5 計画の推進と評価

成年後見制度に関わる関係団体の協力のもと、庁内関係部署が連携して本計画を推進するとともに、本計画の進捗状況の確認・評価は、新たに組織化する富士市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク協議会（P14 参照）を中心に行います。また、必要に応じて計画の見直しを行います。

第2章 富士市の成年後見制度を取り巻く状況

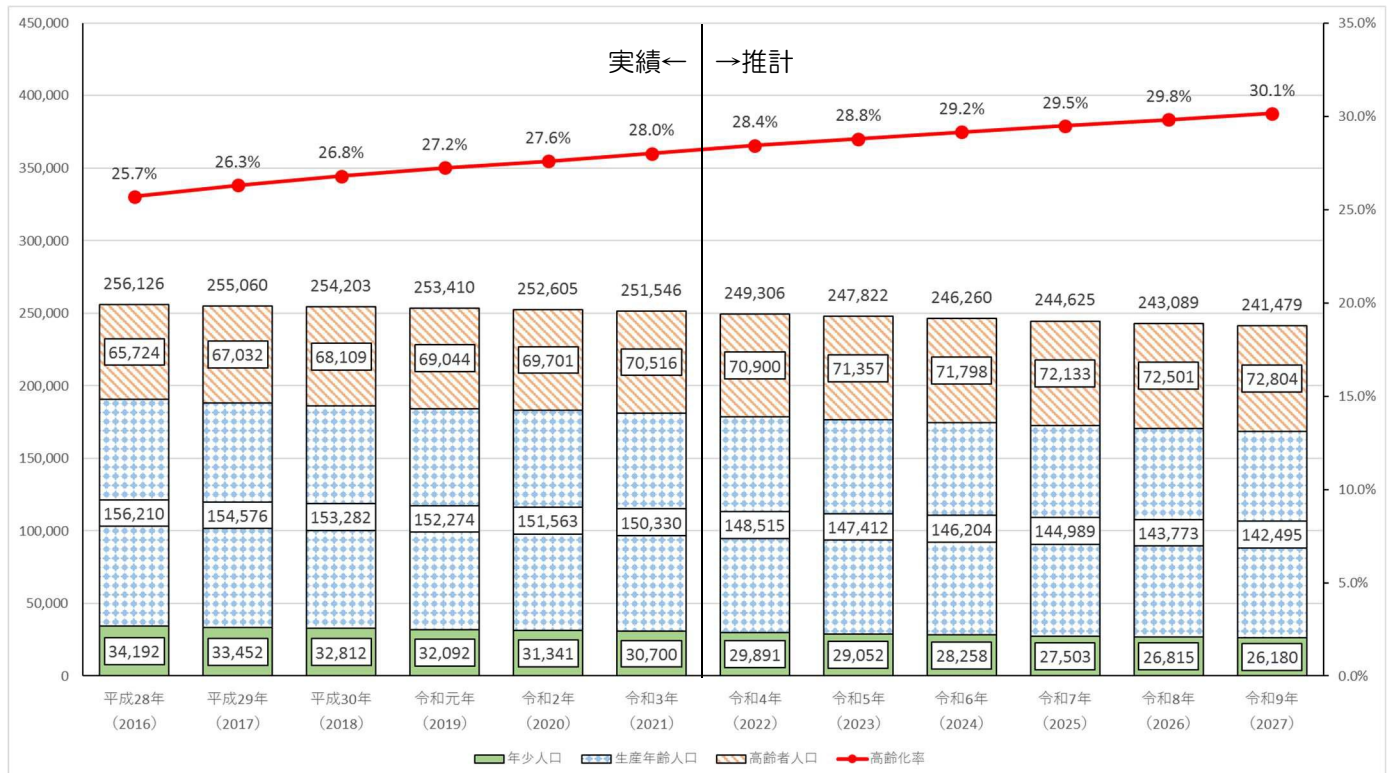
1 富士市の高齢者の状況

本市の総人口は年々減少傾向にあり、平成28年（2016年）の256,126人から令和3年（2021年）の251,546人へと、5年間で4,580人減少しました。

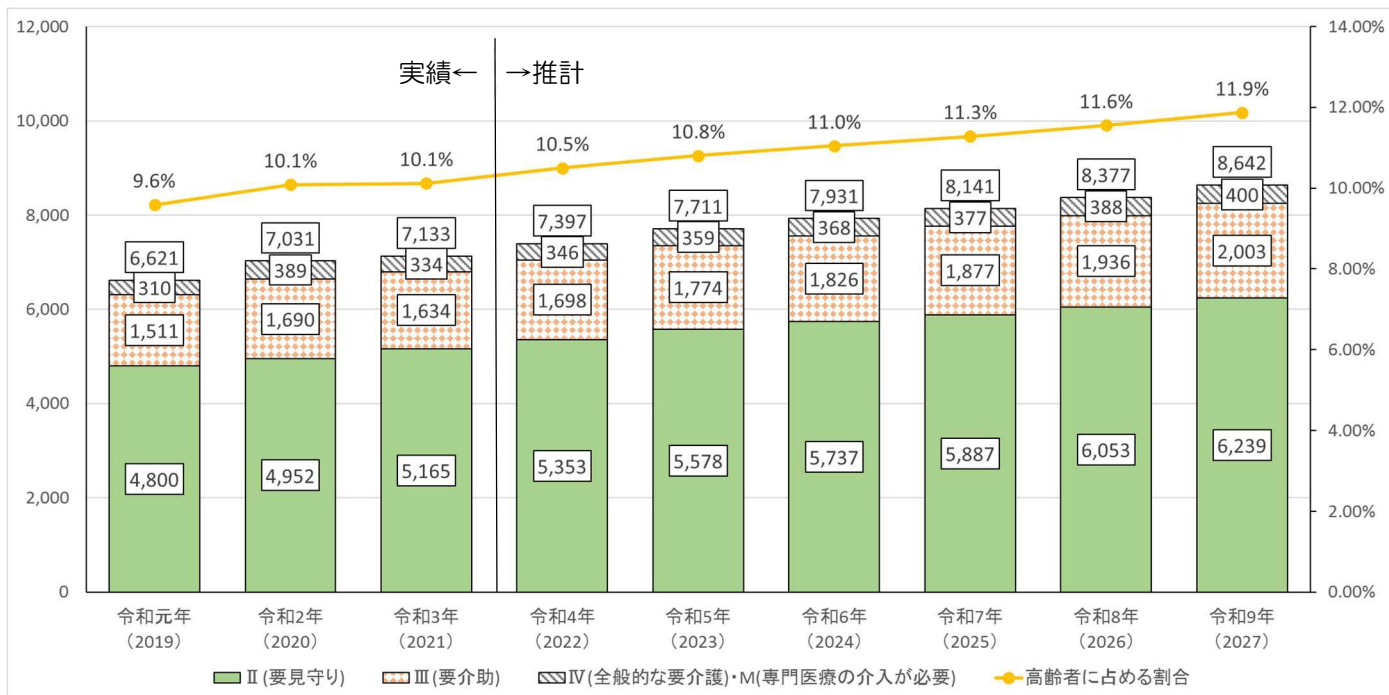
年齢階層別にみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）が減少している一方で、高齢人口（65歳以上）は増加しており、令和3年（2021年）の高齢人口は70,516人で高齢化率は28.0%となっています。高齢者の人口・割合は今後も増加傾向にあり、令和7年（2025年）には72,133人（29.5%）になると予想されています。

また、本市の高齢化が進むことと並行して認知症の人も増加することが予想されます。加齢により認知機能が低下した認知症高齢者の数は令和元年（2019年）には6,621人でしたが、令和7年（2025年）には8,141人まで増加すると見込まれます。認知症になっても安心して地域で暮らし続けられるよう、認知症の人やその家族に対する支援や、地域の中で住民同士が見守り合うような体制の整備が必要です。

（総人口の推移、高齢化率の変化＜各年4月1日現在＞）



(認知症高齢者数の推移、高齢者に占める割合の変化<各年4月1日現在>)



2 富士市の障害者の状況

知的障害者、精神障害者は、手帳の所持者数から見ると、令和3年（2021年）の療育手帳所持者数が2,402人、精神障害者保健福祉手帳所持者数が1,584人となっています。5年前の平成29年（2016年）の療育手帳所持者数2,097人、精神保健福祉手帳所持者数1,208人と比べると、福祉サービスの充実や発達障害をはじめとする対象の広がり等を背景に増加傾向にあります。

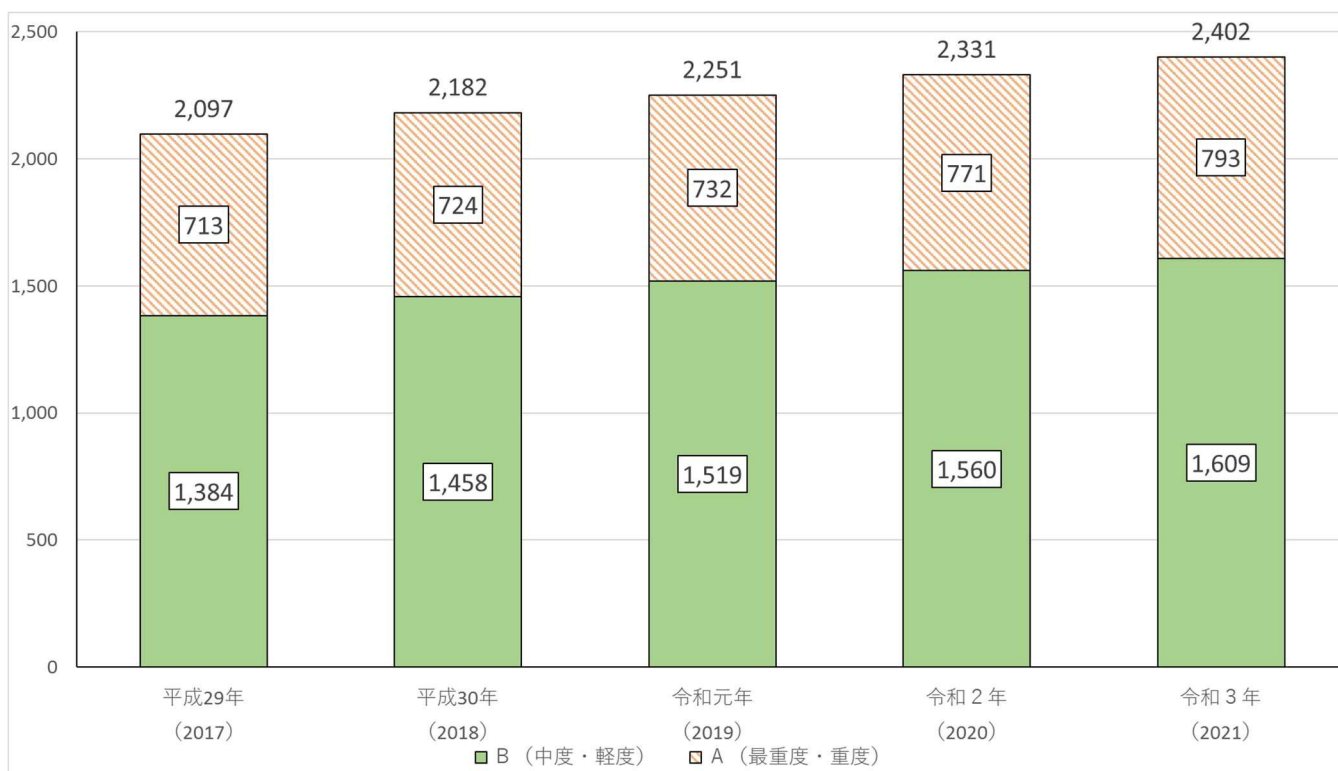
障害者が安心して地域で生活を続けられるように、権利擁護の体制の充実に取り組む必要があります。

○知的障害者

知的障害とは、知的機能の障害が、概ね 18 歳までの発達期にあらわれ、知的機能障害のために能力低下や社会的不利を生じ、生活、学習、労働などの日常生活に支障をきたす恐れがあり、そのために教育、職業、福祉などの面で特別な援助を必要とする状態にあることをいいます。

療育手帳は、知的な障害を持つ児（者）に対して一貫した相談・指導を行うほか、各種の援助を受けやすくするために交付されるものです。障害の程度により、A（最重度・重度）とB（中度・軽度）の等級があります。また、従来は対象とならなかった発達障害児（者）（発達障害者支援法に規定する自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害など）に対しても、平成 18 年 11 月より、一定の知的な障害があり、かつ医師による診断を受けたものについては、療育手帳の対象となりました。

（療育手帳所持者の推移〈各年 3 月末日現在〉）

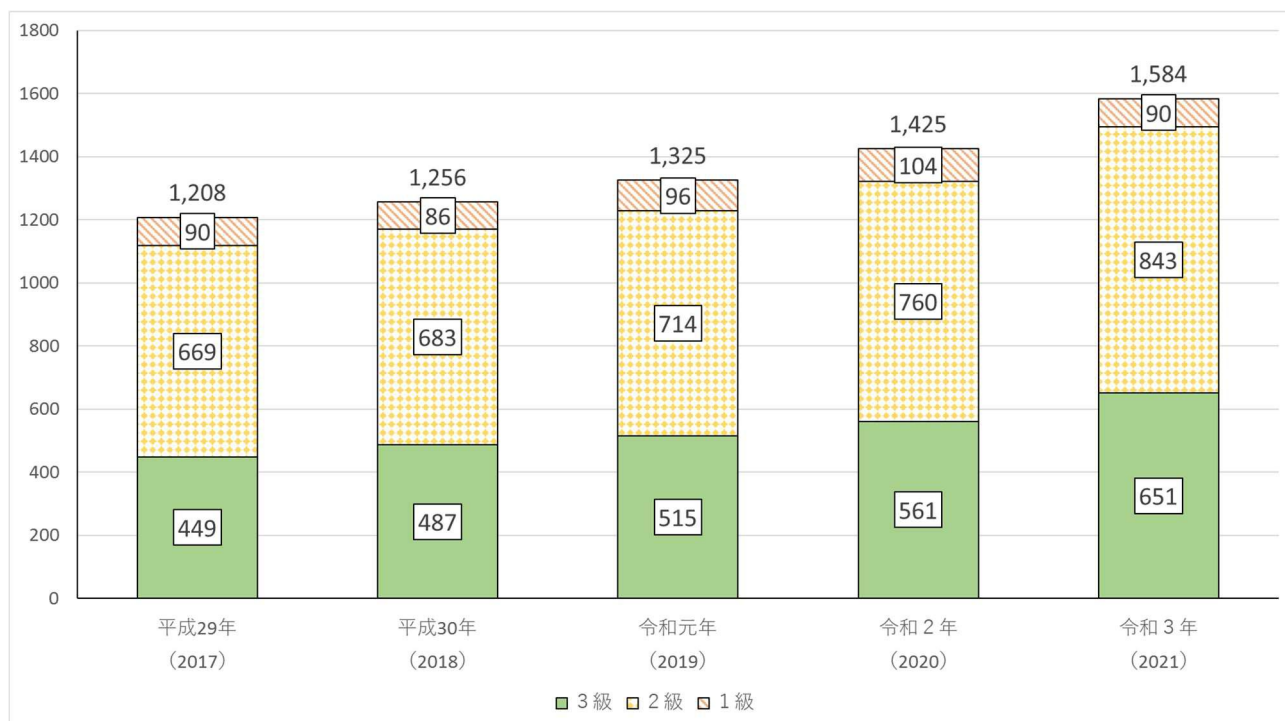


○精神障害者

精神障害とは、精神疾患のため精神機能の障害が生じ、日常生活や社会参加に困難をきたしている状態のことをいい、病状が深刻になると、判断能力や行動のコントロールが著しく低下することがあります。

そのような人が、社会復帰や社会参加を目的に各種サービスを受けるために、精神障害者保健福祉手帳が交付されます。

(精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移<各年3月末日現在>)



※ 初診日から6か月を経過した場合、精神障害者保健福祉手帳の申請ができる。

※ 有効期間は2年間

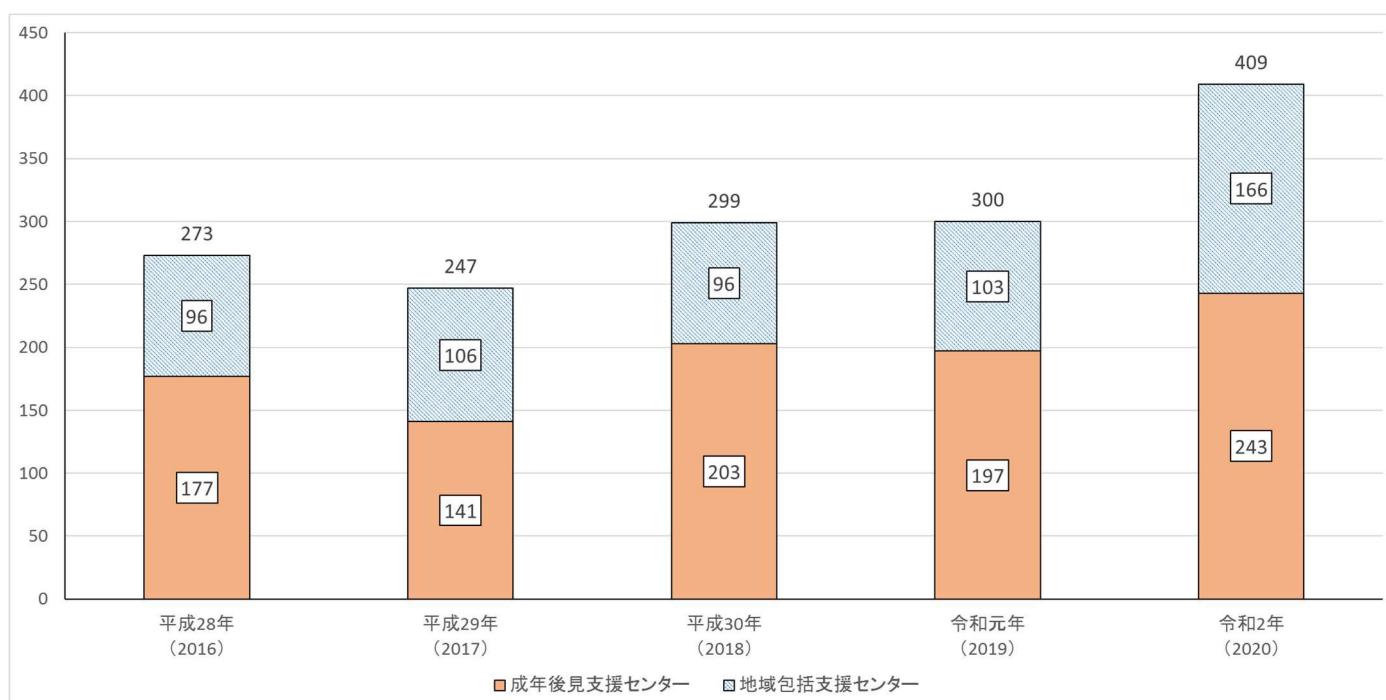
3 富士市の成年後見の状況

(1) 成年後見制度における相談実績

成年後見支援センター及び市内9箇所に設置されている地域包括支援センターには、成年後見制度に関する多くの相談が日常的に寄せられています。平成30年度に299件、令和元年度には初めて300件を超え、令和2年度には400件を超える相談を受けており、制度利用に対する市民の関心の高さが窺えます。

成年後見支援センター及び地域包括支援センターでは、高齢者や障害者の人権や財産などを守るために、成年後見制度の利用支援を行っており、今後も大きな役割を担うことが期待されています。

(成年後見制度に関する相談件数<年度>)



(2) 成年後見制度の利用者数

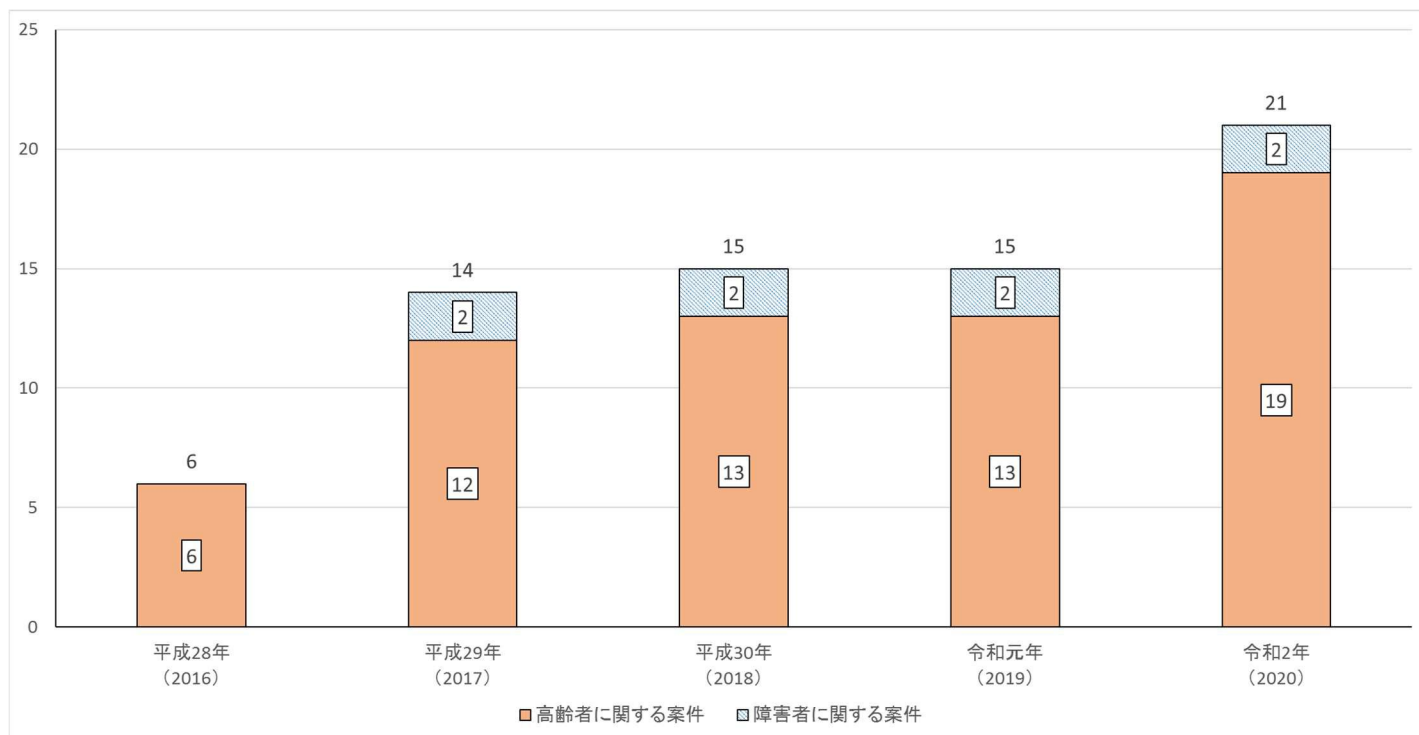
本市における令和3年3月1日現在の成年後見制度利用者数は、静岡家庭裁判所によると、法定後見が342件、任意後見が3件となっています。法定後見の内後見が276件で80.7%を占め、保佐が55件、補助が11件となっています。

(3) 市長申立件数

老人福祉法、知的障害者福祉法及び精神保健福祉法では、認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者について、申立ては原則本人、配偶者、四親等以内の親族によりますが、「福祉を図るために特に必要と認められるとき」は、家庭裁判所に対して後見等開始の審判申立てを市町村長ができる旨が、それぞれ規定されています。

本市の近年の申立て実績は下表のとおりとなり、平成29年度に二桁件数になってからは、毎年二桁件数の申立てを行っており、令和2年度の実績は21件と初めて20件を超える市長申立を行いました。決して多くなく、今後の取り組みが求められています。

(市長申立件数<年度>)



第3章 富士市の取組

1 基本理念

《基本理念》

「支え合い思い合いながら、
尊厳をもってその人らしく生活できる地域づくり」

《目指す社会》（第5次富士市地域福祉計画）

「だれもが安心してともに暮らせる地域」

2 基本目標

本計画では、基本理念の実現に向けて、以下の3つの基本目標を設定します。

- 基本目標Ⅰ 成年後見制度の利用を促進するための環境を整備します
- 基本目標Ⅱ 誰もが等しく安心して成年後見制度を利用できる仕組みを整えます
- 基本目標Ⅲ 成年後見人が活動しやすい環境づくりを進めます

基本目標を達成するための施策の方向性を示す3つの基本指針を定め、施策を展開します。

＜本計画とSDGsの17のゴールとの関わり＞



日常生活の見守りや各種相談機関の気づきから成年後見支援制度の必要性を判断し、必要に応じて適切に利用することにより、福祉につながる地域を目指します。

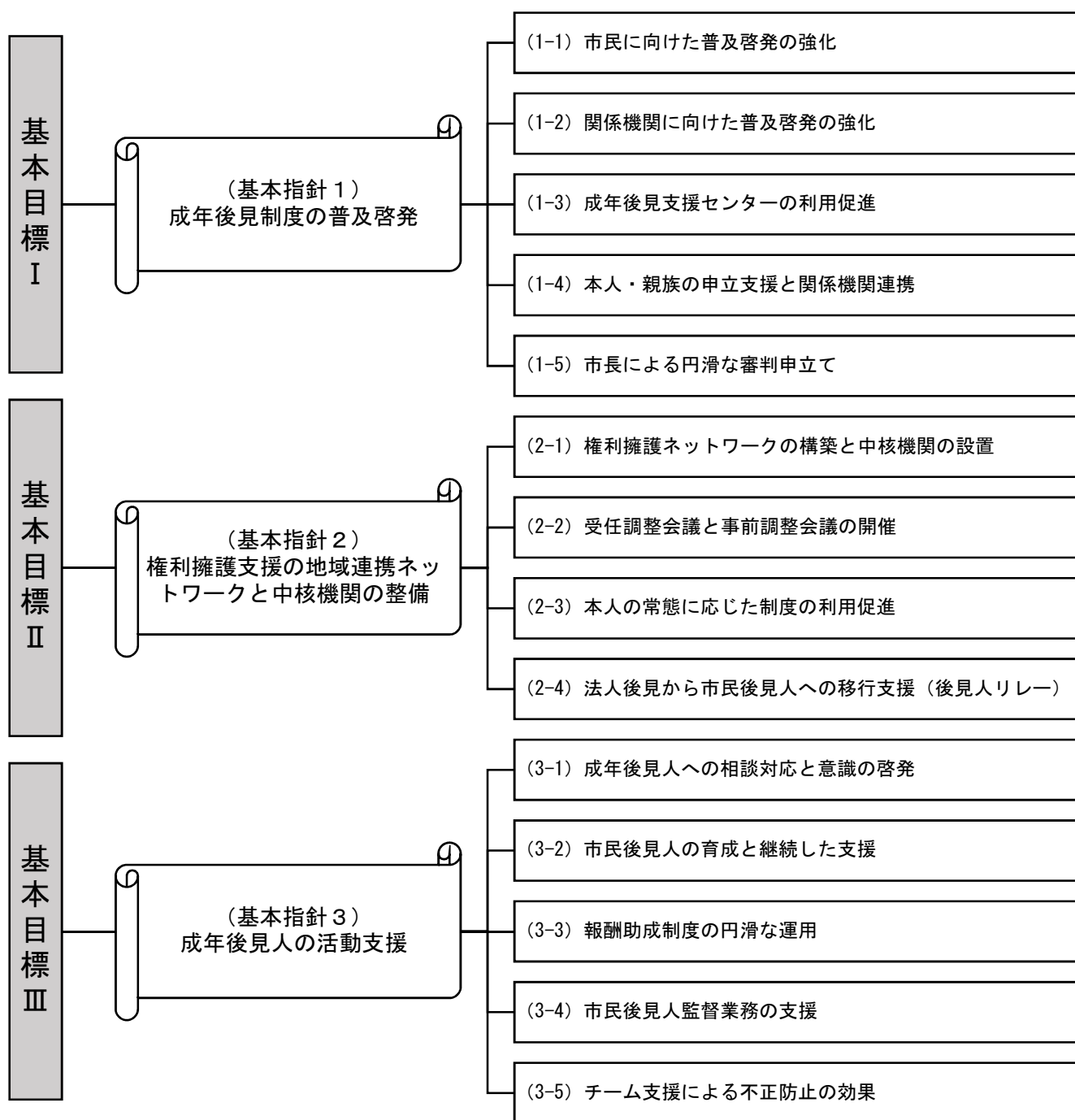


権利擁護に対する関心を高めるとともに、成年後見制度を誰もが利用しやすい仕組みを作ることで、いつまでも自分らしく暮らし続けられる地域を目指します。



地域全体でお互いの意思を尊重し合い、その意思に基づく生活の実現のために、支え合うことのできる地域を目指します。

3 基本指針と取組の体系



太字・・・重点的な取組

◆用語◆

第3章における表記は以下となります

関係機関	本人が生活していく上で関わりのある機関のことで、医療分野、福祉分野、金融分野など多岐にわたるものを指します。
相談機関	成年後見支援センターや地域包括支援センター、相談支援事業所、高齢者支援課、障害福祉課のような相談窓口のある機関を指します。
専門職	法律や福祉に関する専門的知見を有する者で、主に弁護士・司法書士・社会福祉士を指します。

基本指針1 成年後見制度の普及啓発

1 現状と課題

- 成年後見制度の対象となる方が社会生活において支障が生じたときに初めて利用する制度となっているため、広く市民に理解されていません。そのため、制度利用が必要になったときにどこに相談するのか、どのように利用すべきか、何がメリットなのか知られていないのが現状です。
- 静岡家庭裁判所の情報提供によると、令和2年12月末日現在の県内成年後見申立て総数は1,350人、静岡家庭裁判所富士支部内(富士・富士宮市)では84人となっています。富士市の現利用者数は345人(令和3年3月1日現在)と把握されていますが、制度利用者と想定される認知症高齢者や療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者の総数11,017人(令和3年3月末日現在)に対して、利用率は低い状況にあると言えます。
- 少子高齢社会となり、また生活様式の多様化などで家族の助け合いが希薄になったことと相まって、家族支援が得られない世帯が増加しています。家族がいないから、また資力がないから申立てできないと思う方もいます。
- 市民が申立書を作成するには、その書き方や表現の仕方がわからないという声が多く、また家庭裁判所へ案内を受けに行くことを躊躇する方もいます。
- 成年後見支援センター相談実績(令和2年度)によると、新規相談者の相談経路は、①家族からの相談41%、②地域包括支援センター14%、③障害者関係施設10%で、相談者の多くは、行政や相談機関、金融機関等から紹介されて相談に繋がっています。

2 今後の取組

(1-1) 市民に向けた普及啓発の強化

- ウェブサイトや広報紙への掲載、コミュニティFM番組への出演、パンフレットを配布するなど、引き続き広報活動に努めていきます。
- 成年後見支援センターでは、市民向け講演会、週末個別相談会、地域の各種団体の集まりへ出向き、成年後見制度の説明を行っています。今後は高齢者の生きがいくりの場「ふれあい・いきいきサロン」等への出前講座も行っていきます。
- 意思判断能力があるうちに将来に備える「任意後見制度」の普及を行い、自らの思いが実現できる制度利用になるよう努めていきます。

(1-2) 関係機関に向けた普及啓発の強化

- 医療福祉関係者、民生委員児童委員、金融機関などの関係機関に成年後見制度の説明会やパンフレットの配布を行い、制度利用につながるよう努めていきます。
- 行政職員やライフライン事業に携わる職員向けに成年後見制度の説明を行い、振替や支払いができていた人が突然料金滞納になるなど、変化があったときに関係機関の気づきで制度利用につながるよう努めていきます。

(1-3) 成年後見支援センターの利用促進

- 富士市フィランセ東館に相談窓口を設置しています。引き続き市民の方が気軽に利用できるように、環境づくりと情報発信に努めていきます。

(1-4) 本人・親族の申立支援と関係機関連携

- 成年後見制度の説明を行い、申立方法や成年後見人の役割について説明します。
- 本人申立て及び親族後見人候補者が申立てを行う場合に、申立書の書き方や各種証明書の取得をサポートして家庭裁判所に提出するまでの支援を行います。
- 親族による申立てが困難で、専門職（弁護士・司法書士）による手続代行を希望する方には、静岡県弁護士会やリーガルサポート静岡支部の紹介を行います。
- 成年後見人が必要となったが申立てを行う適切な人がいない場合は、相談窓口と行政が連携し、市長申立てにつながるよう努めます。

(1-5) 市長による審判申立て

- 身寄りのない認知症高齢者や知的・精神障害者などが、成年後見制度を利用できるよう、地域包括支援センター、介護保険サービス事業所、障害福祉サービス事業所、医療機関等を交えた市長申立判断会議を開催し、老人福祉法第 32 条、知的障害者福祉法第 28 条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 51 条の 11 の 2 に基づき、市長による後見開始の審判申立てを行います。

1 現状と課題

- 地域や市民とともに、行政、家庭裁判所、民間の団体等が一体的に連携・協力し、成年後見制度の利用が必要かどうかを判断し、必要と判断された際には速やかに利用に繋がられる体制づくりが必要です。
- 「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という3つの役割を念頭に、地域連携について協議し、本人や後見人関係者を支援していくネットワークの構築が必要です。
- 成年後見制度の周知活動や制度に関する相談対応に取り組み、関係機関を通じた相談や依頼により制度利用の必要性や成年後見人の候補者を専門家が検討するなどの支援に取り組むための機関の設置が必要です。
- 高齢者及び障害者への虐待の防止と早期発見、早期対応を図ることを目的とした「富士市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク運営委員会」にて協議を行っています。

2 今後の取組

(2-1) ★権利擁護ネットワークの構築と中核機関の設置

重点的な取組

- ① 権利擁護ネットワーク協議会と、本人と後見人を支えるチームの構築（P18 参照）
 - 成年後見制度を必要とする人を利用につなげる権利擁護のネットワークを構築するため、法律・福祉の専門職や相談機関、地域関係者等により構成される協議会を組織化し、運営します。
 - 高齢者及び障害者への虐待の防止と早期発見、早期対応を図ることを目的に協議を行っている「富士市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク運営委員会」を「富士市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク協議会」に改め、虐待の防止と併せ、新たに成年後見制度の利用促進についても協議します。
 - 相談機関及び法律・福祉の専門職等と連携し、本人と成年後見人を支えるチームへの支援を実施していきます。
 - 構成団体は協力・連携し、チーム支援及び地域課題の検討・調整・解決を行うとともに、各団体の取組状況を把握していきます。
 - 本計画の進捗状況の確認と評価を行います。

② 中核機関の設置（P19 参照）

- 成年後見制度を必要とする人が、制度を利用することで権利や財産を侵害されることなく安心して暮らしていくことができるように、制度の周知活動や制度に関する相談対応に取り組み、制度利用の必要性や成年後見人の職種を専門家が検討し、調整する中核機関を設置します。
- 本市では、平成 26 年度から成年後見支援センターが既に設置され、啓発、相談、市民後見人の育成、支援等を行っていることから、これまで成年後見支援センターが取り組んできた事業に加え、中核機関として必要な機能を新たに追加し、実施することにより、市とともに地域連携ネットワークの中心となる中核機関としての役割を果たしていきます。

(2-2) ★受任調整会議と事前調整会議の開催 **重点的な取組**（P20 参照）

- 申立てにあたり親族以外の後見人を希望する方それぞれに適切な後見人が選任されるよう協議し、家庭裁判所にその推薦をするための受任調整会議を行います。
- 受任調整会議に諮るまでに案件に対して助言をもらうなど、受任調整会議を円滑に実施するよう審議事項をあらかじめ確認するための事前調整会議を行います。

(2-3) 本人の常態に応じた制度の利用促進

- 日常生活自立支援事業を利用している方の判断能力が著しく低下した場合には、本人の状況に応じた支援ができるよう、関係機関と連携し成年後見制度の利用に円滑に移行されるよう取り組みます。

(2-4) 法人後見から市民後見人への移行支援（後見人リレー）

- 市民後見人が一人でも多く受任できるよう、富士市社会福祉協議会が実施する法人後見から市民後見人に円滑に移行できる体制づくりに取り組みます。
- 今後、専門職後見人から市民後見人へのリレーについては、家庭裁判所との協議を重ね、実現に向けて検討していきます。

1 現状と課題

- 本市では、平成 26 年 7 月に富士市成年後見支援センターを設置して、市民後見人を養成し、市民後見人の活動に対しての相談支援を行っていますが、今後は専門職後見人や親族後見人についても後見活動の際の相談支援を行っていくことが期待されています。
- 全国的に見ると、親族後見人のみならず専門職後見人についても不適切な財産管理等により、成年後見制度の信用を損なう事例も発生しており、適切に後見活動が行える相談支援を充実させていく取組が必要となっています。
- 今後、成年後見人の需要が高まる中、身上保護を中心とした後見人活動を担う人材の不足が予想されているため、市民後見人の継続的な担い手の育成を推進していくことが必要とされています。
- 本市においては、これまで市民後見人養成研修を 3 回開催しており、53 人が修了していますが、市民後見人として活動しているのは 9 人（令和 3 年 9 月末日現在）であり、研修を修了しても市民後見人としての活動の機会が少ない状態です。
- 報酬の有無に関わらず支援を行う専門職後見人の善意に頼ることなく、経済的に苦しい方でも制度を利用することができるような仕組みが必要です。

2 今後の取組

(3-1) 成年後見人への相談対応と意識の啓発

- 成年後見支援センターでは、市民後見人のほか、専門職後見人や親族後見人からの相談も受ける体制とします。
- 成年後見人が安心・安全に後見活動に取り組めるよう、後見人としての振る舞いや倫理及び正しい情報を伝える相談会や研修の開催に取り組みます。

(3-2) 市民後見人の育成と継続した支援

- 成年後見制度及び高齢者や障害者に対する福祉活動に理解と熱意がある市民が活躍できる場として、今後も市民後見人の養成研修を開催していきます。
- 市民後見人養成研修を修了した後も引き続き必要な知識や新しい情報を得るための継続研修を開催します。
- 市民後見人の役割をあらかじめ習得できるよう、富士市社会福祉協議会が行っている法人後見業務及び日常生活自立支援事業の支援員として実務を経験する仕組みを継続していきます。

- 市民後見人候補者の中から法人後見業務及び日常生活自立支援業務の支援員としての活動成果に基づいて、引き続き市民後見人候補者として相応しい人を家庭裁判所に推薦します。
- 成年後見支援センターは、引き続き市民後見人からの相談を受け、必要に応じて専門職や家庭裁判所からの助言を仰ぎ、正しい後見活動を支援します。

(3-3) 報酬助成制度の円滑な運用

- 報酬助成制度は、成年後見制度の利用に際して成年後見人への報酬の費用負担が難しいと市が認めた人に対し、その費用の全部または一部を助成する制度です。成年後見人が安心して後見等業務に従事できるよう、引き続き報酬助成制度の周知に取り組みます。

(3-4) 市民後見人監督業務の支援

- 市民後見人が安心して活動できるよう、富士市社会福祉協議会が行う市民後見人監督機能の人的支援と体制整備に取り組みます。
- 市民後見人が行う身上保護及び財産管理が適正に遂行されるよう定期的に確認、情報交換を行います。また支援における悩みや不安があればいつでも相談できる体制を整えます。

(3-5) チーム支援による不正防止の効果

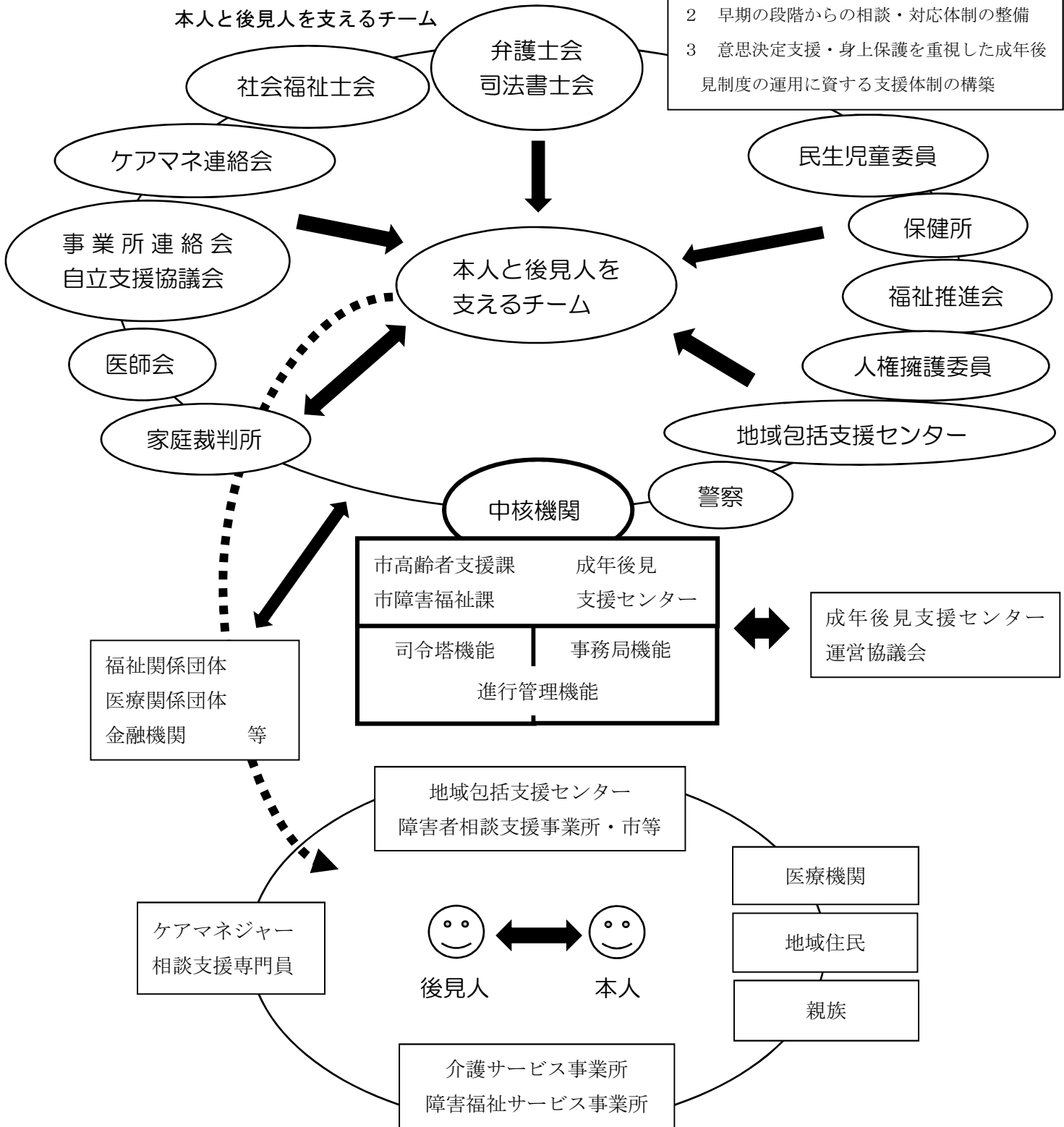
- 複数の関係者がかかわるチーム体制で本人を支援することで、成年後見人の孤立を防ぐことにより、理解や知識の不足や横領等の不正の未然防止に取り組みます。
- 成年後見人の不適切な行為についての相談や情報提供があった場合は、記録を残すとともに、迅速に家庭裁判所に連絡します。
- 市民が安心して成年後見制度を利用することができるよう、後見制度支援信託、後見制度支援預貯金などを周知します。

重点的な取組

(2-1) ★権利擁護ネットワークの構築と中核機関の設置

①権利擁護ネットワーク（協議会）と、
本人と後見人を支えるチーム

- (3つの役割)
- 1 権利擁護支援の必要な人の発見
 - 2 早期の段階からの相談・対応体制の整備
 - 3 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築



②中核機関の設置

【中核機関の概要】

設置区域：富士市

設置場所：富士市成年後見支援センター及び富士市高齢者支援課・障害福祉課

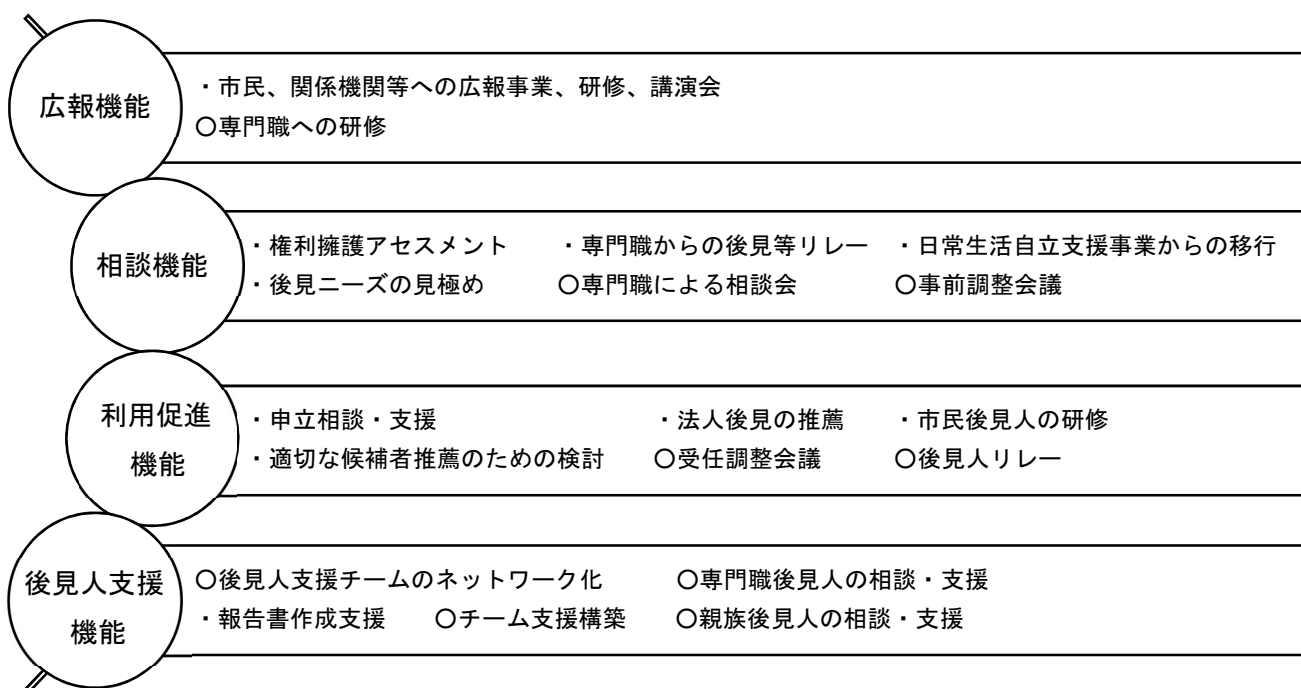
設置主体：富士市

運営主体：(福) 富士市社会福祉協議会及び富士市

設置時期：令和4年度（中核機関としての機能追加）

主な機能：成年後見支援センターが実施している業務を含め、中核機関として必要な機能は以下のとおり

※「・」が成年後見支援センターとして実施している業務、「○」が中核機関として新たに取り組む業務



(2-2) ★受任調整会議と事前調整会議の開催

【受任調整会議】

頻度：月1回（案件がない場合は開催しない）

メンバー：弁護士・司法書士※₁・社会福祉士※₂

富士市・成年後見支援センター・相談支援機関

会場：フィランセ東館2階 介護相談室

司会進行：高齢者支援課・障害福祉課・成年後見支援センター

内容：本人の状況、状態に合わせて成年後見人候補者の判断及び受任調整を行い、家庭裁判所へ推薦する

【事前調整会議】

頻度：月1回（案件がない場合は開催しない）

メンバー：弁護士・司法書士※₁・社会福祉士※₂

富士市・成年後見支援センター・相談支援機関

会場：フィランセ東館2階 介護相談室

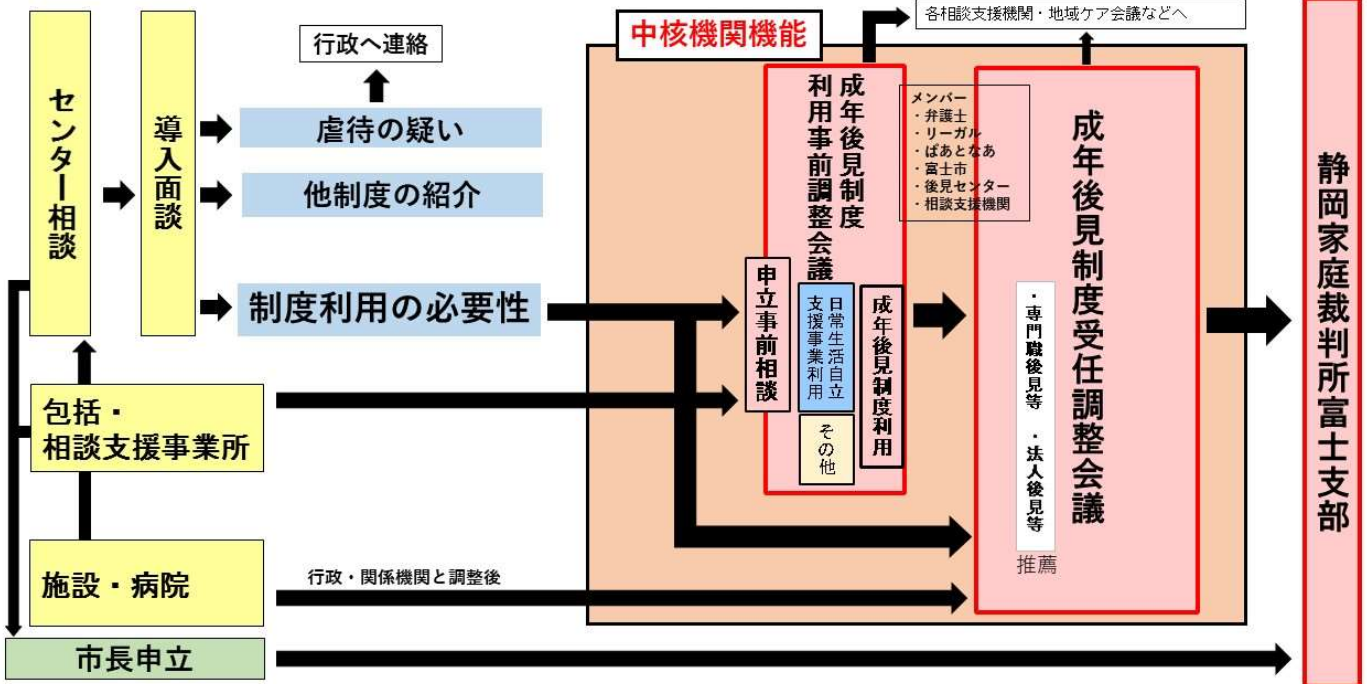
司会進行：高齢者支援課・障害福祉課・成年後見支援センター

内容：成年後見制度の利用について判断がつかない案件について検討する

※₁ 司法書士のうち、高齢者、障害者等が自らの意思に基づき安心して生活できるように支援し、権利の擁護及び福祉の増進に寄与することを目的として、全国の司法書士によって設立された「リーガルサポート」に所属する司法書士

※₂ 社会福祉士のうち、成年後見制度に関する研修を受けた人で構成される権利擁護センター「ばあとなあ」に所属する社会福祉士

成年後見制度利用促進に関する新たな機能(中核機関機能)



取組の目標

基本指針 1 成年後見制度の普及啓発

指標	現状値	方向性
成年後見支援センターへの相談件数(延件数)	280 件	
市長による審判申立件数	21 件	

基本指針 2 権利擁護の地域連携ネットワークと中核機関の整備

指標	現状値	方向性
受任調整会議の開催件数	—	
事前調整会議の開催件数	—	

基本指針 3 成年後見人の活動支援

指標	現状値	方向性
市民後見人の人数	7 人	

※現状値はすべて令和3年3月末日時点

資料編

関連法令

成年後見制度の利用の促進に関する法律

(基本理念)

第三条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

2 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

3 成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関（法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。）、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市町村の講ずる措置)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

計画策定の経過

実施時期	実施内容	内容
平成 30 年 12 月 13 日(木)	担当課（高齢者支援課・障害福祉課）打合せ	ネットワーク・中核機関設置の考え方について
平成 30 年 12 月 25 日(火)	担当課・成年後見支援センター合同打合せ	ネットワーク・中核機関設置の考え方について
平成 31 年 2 月 25 日(月)	成年後見センター運営協議会	計画のポイント 市の連携ネットワーク 市の中核機関の目指す姿
令和元年 5 月 8 日(火)	担当課・成年後見支援センター合同打合せ	計画策定の進め方の確認
令和元年 6 月 6 日(木)	令和元年度第 1 回 成年後見制度利用促進計画ワーキング	ワーキングメンバー検討 中核機関の検討
令和元年 6 月 20 日(木)	令和元年度第 1 回 成年後見センター運営協議会	ワーキング検討内容報告 計画の説明
令和元年 8 月 26 日(月)	令和元年度第 2 回 成年後見制度利用促進計画ワーキング	成年後見活動における課題の洗い出し
令和元年 9 月 25 日(水)	令和元年度第 3 回 成年後見制度利用促進計画ワーキング	相談・申立体制の検討 視察先の検討
令和元年 11 月 9 日(土)	市民向け成年後見制度講演会	契約社会と成年後見 「認知症になった波平さん」
令和元年 12 月 5 日(木)	令和元年度第 4 回 成年後見制度利用促進計画ワーキング	中核機関の機能について ニーズ調査について
令和 2 年 1 月 23 日(木)	担当課・成年後見支援センター合同打合せ	令和 2 年度スケジュールの確認
令和 2 年 2 月 25 日(木)	(書面開催) 令和元年度第 2 回 成年後見センター運営協議会	ワーキング検討内容報告 中核機関の機能、受任調整会議のイメージ
令和 2 年 7 月 10 日(金)	令和 2 年度第 1 回 成年後見センター運営協議会	策定スケジュール修正 市の中核機関の体制、受任調整会議
令和 2 年 8 月 24 日(月)	令和 2 年度第 1 回 成年後見制度利用促進計画ワーキング	事前調整・受任調整会議について
令和 2 年 9 月 30 日(水)	令和 2 年度第 2 回 成年後見制度利用促進計画ワーキング	後見人支援体制について

令和2年12月21日(月)	令和2年度第3回 成年後見制度利用促進計画ワーキング	事前調整・受任調整会議 後見人支援体制について
令和3年2月18日(木)	(書面開催) 令和2年度第2回 成年後見センター運営協議会	ワーキング検討内容報告 市の成年後見フロー図 事前・受任調整会議
令和3年2月22日(月)	担当課・成年後見支援センター合同打合せ	中核機関の業務内容確認
令和3年6月8日(火)	担当課・成年後見支援センター合同打合せ	計画素案の作成
令和3年6月14日(月)	令和3年度第1回 成年後見制度利用促進計画ワーキング	計画素案の検討 視察内容の確認
令和3年6月23日(水)	愛知県豊田市とのオンライン会談	中核機関の実務について
令和3年7月13日(火)	令和3年度第1回 成年後見支援センター運営協議会	計画策定経過途中報告
令和3年7月27日(火)	担当課・成年後見支援センター合同打合せ	チームイメージの修正 基本理念、基本目標、基本 指針の確認
令和3年8月12日(木)	(書面開催) 令和3年度第2回 成年後見制度利用促進計画ワーキング	豊田市との会談結果報告 計画素案の検討
令和3年8月23日(月)	担当課・成年後見支援センター合同打合せ	オンライン会議準備 基本理念の確認 事前調整会議の位置づけ
令和3年9月2日(木)	(オンライン開催) 令和3年度第3回 成年後見制度利用促進計画ワーキング	最終案の作成 事前調整会議について
令和3年9月14日(火)	担当課・成年後見支援センター合同打合せ	最終案の検討
令和3年12月13日(月)	令和3年度第4回 成年後見制度利用促進計画ワーキング	活用検討ハンドブックの検 討
令和3年12月15日(水) ～令和4年1月17日(月)	パブリック・コメント制度による意見募集	
令和4年2月14日(月)	(書面開催) 令和4年度第2回 成年後見支援センター運営協議会	パブリック・コメント結果 報告

策定委員名簿

富士市成年後見制度利用促進計画ワーキング委員

団体名	氏名
静岡県弁護士会（弁護士）	塩谷 知一
静岡県司法書士会（司法書士）	杉山 圭
静岡県社会福祉士会（社会福祉士）	小林 拓
委託地域包括支援センター（富士市富士川地域包括支援センター長）	鈴木 敦子
富士市成年後見支援センター（富士市社会福祉協議会職員）	中村浩和、後藤友希
（オブザーバー）静岡家庭裁判所富士支部	小林 洋介
市（高齢者支援課・障害福祉課）	

富士市成年後見支援センター運営協議会委員

団体名	氏名
静岡県弁護士会（センター運営協議会委員）（弁護士）	塩谷 知一
静岡県司法書士会（センター運営協議会委員）（司法書士）	杉山 圭
静岡県社会福祉士会（センター運営協議会委員）（社会福祉士）	小林 拓
富士市民生委員児童委員協議会	西原 直裕
富士市介護保険事業者連絡協議会	鈴木 眞貴子
富士市障害者自立支援協議会	小野 奈保子
市（高齢者支援課・障害福祉課）	

用語解説（50音順）

意思判断能力	意思表示などの法律上の判断において、自己の行為の法的な結果や意味を認識・判断することができる能力（精神状態・精神能力）をいいます。
権利擁護	高齢者や障害者が有する人間としての権利を守るため、その擁護者や代弁者が支援することをいいます。
後見制度支援信託	本人が日常生活で使用する分以外の金銭を信託銀行に信託する制度です。信託財産の払戻や信託契約の解除には家庭裁判所の指示書が必要となるため、本人の財産を保護しやすくなります。なお信託できる財産は金銭に限られます。
後見制度支援預貯金	本人が日常生活で使用する分以外の金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を後見制度支援預金口座に預け入れる仕組みのことで、通常の預貯金と異なり、入出金や口座解約をする場合には、あらかじめ家庭裁判所が発行する指示書を必要とすることで、後見制度支援信託と同様に、本人財産の保護を簡易・確実に行うことができます。
後見人 保佐人 補助人	後見人：判断能力が欠けているのが通常の状態の方に対する援助で契約や財産に関するすべての法律行為が成年後見人に代理権として与えられます。 保佐人：判断能力が著しく不十分な方に対する援助で、保佐人には法律で定められた同意見（取消権）が与えられているほか、申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為について代理権が与えられます。 補助人：判断能力がある程度低下してしまった人に対する援助で、補助人に与えられる代理権及び同意見（取消権）は、申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為について補助人に必要な範囲に限られます。
市長申立て	成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、本人や家族ともに申立を行うことが難しい場合など、特に必要があるときに市町村長が申し立てることをいいます。
市民後見人	弁護士や司法書士、社会福祉士等の資格は持たないが、社会貢献への意欲が高い一般市民の方で、市町村が実施する養成研修を受講し、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた方の中から、家庭裁判所により成年後見人として選任された人のことです。

親族後見人	被後見人の親族で家庭裁判所に後見人として選任された人のことをいいます。
成年後見制度の利用の促進に関する法律（本計画では「法」といいます）	平成 28 年 4 月交付、同年 5 月施行。成年後見制度の利用の促進について基本理念を定め、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として定められたものです。
成年後見制度利用促進基本計画	促進法第 12 条第 1 項に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、政府が講ずる成年後見制度利用促進策の最も基本的な計画です。
2025 年問題	団塊の世代と呼ばれる方々が、すべて 75 歳に達し、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が飛躍的に増加すると予想されており、専門職による医療や看護、介護保険などの利用ニーズが著しく増加します。
2040 年問題	日本の人口は約 1 億 1000 万人まで減り、1.5 人の現役世代で 1 人の高齢者を支える社会となり、高齢者の単独世帯が 4 割を超え、高齢世代の孤立が進行することが懸念されています。
日常生活自立支援事業	日々の生活に支障がある認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等に対し、福祉サービスの利用に関する相談に応じ、助言、情報提供を行い、選択、契約を支援します。 また、福祉サービスの利用料の支払いや日常的な金銭管理、通帳・権利証など重要書類の預かりサービスなどの支援を通じて、利用者が地域で安心して自立した生活が送れるようにします。
富士市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク	高齢者や障害者に対する虐待の事例に適切に対応するために、介護保険サービス事業者、ケアマネジャー、民生委員、医療機関、老人福祉施設、社会福祉協議会、警察、弁護士会、法務局、人権擁護協議会、保健所、市関係部局などが幅広く連携・協力するネットワークです。
富士市障害者計画	障害福祉施策に関する基本となる事項を定める計画で、啓発・広報、生活支援、保健・医療、教育・療育、生活環境など、様々な分野にわたる施策の方向性を示すものです。
富士市第 9 次高齢者保健福祉計画・第 8 期介護保険事業計画（ふじパワフル 85 計画Ⅵ）	高齢化に伴って起こる問題に対応するため、地域包括ケアシステムの構築を目指し、高齢者保健福祉施策と介護保険事業計画を一体とし、総合的かつ計画的に推進することを目的として定めたものです。
法人後見	家庭裁判所に選任された社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人になり、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うことをいいます。

法定後見 任意後見	法定後見：本人の判断能力が低下してから親族等が家庭裁判所に申し立て、本人をサポートする形式の後見です。 任意後見：本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ任意後見人となる方や将来その方に委任する事務の内容を公正証書による契約で定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人が委任された事務を本人に代わって行う形式の後見です。
--------------	---